

# 長野県山岳観光の新たな道標に

# 別冊資料集

## 【条例】

- 1 長野県観光案内業条例 P 1

## 【信州登山案内人関係】

- 2 長野県における山岳ガイド資格制度の沿革について P 3  
3 信州登山案内人の現状について P 4  
4 信州登山案内人の活動状況等について（アンケート結果） P 5  
5 信州登山案内人の活動状況に関するアンケート（調査用紙） P 11  
6 信州登山案内人試験の変遷について P 12  
7 信州登山案内人試験の実施状況について P 13  
8 平成22年度信州登山案内人試験実施要領 P 14  
9 平成22年度信州登山案内人受験の手引き P 16  
10 信州登山案内人を対象とした研修について P 18

## 【全国ガイド資格】

- 11 （社）日本山岳ガイド協会のガイド資格の概要について P 19  
12 （社）日本山岳ガイド協会資格検定試験の概要 P 21

## 【北海道のガイド資格】

- 13 北海道アウトドア資格制度の概要について P 26  
14 北海道アウトドア資格制度の見直しに関する基本構想について P 27

## 【諸外国のガイド制度】

- 15 フランス国立スキー登山学校（ENSA）について P 29  
16 諸外国登山研修機関一覧 P 31

## 【山岳遭難関係データ】

- 17 長野県の山岳遭難データ P 32  
18 全国の山岳遭難データ P 37  
19 山岳遭難におけるツアー登山の状況について P 43

## 【ツアー登山関係】

20	ツアー登山の取扱実態について	P 4 4
21	旅行者への「ツアー登山の安全確保」の依頼通知	P 4 5
22	ツアー登山の安全確保のための啓発資料（県警HPから）	P 4 7
23	ツアー登山の安全確保のための啓発資料（観光庁HPから）	P 4 8
24	ツアー登山運行ガイドライン	P 4 9
25	ツアー登山運行ガイドライン別紙 ツアー登山の参加者を募集する広告等に関するガイドライン（暫定版）	P 5 8
26	旅行者が行うツアー登山の安全確保について（観光庁通知）	P 6 4
27	「トムラウシ山遭難事故調査報告書」の提言を受けてのアミューズ トラベル社の取組（同社HPから）	P 6 9
28	ツアー登山を企画する旅行会社に対する聞き取り結果について	P 7 1

## 【県内の研修機関等】

29	長野県山岳総合センター研修講座について	P 7 5
30	長野県山岳協会の登山教室・講習会について	P 7 7
31	長野県内山岳会の登山教室・講習会について	P 7 9

## 【外国人登山者関係】

32	長野県外国語公式観光サイトにおける情報提供について	P 8 0
33	外国人登山者の現状について	P 8 1
34	北アルプス外国人向け登山案内パンフレット	P 8 6
35	長野県山岳遭難防止対策協会の案内標識整備について	P 9 1

## 【その他】

36	年代別登山実施率からの推計登山人口について	P 9 2
37	スポーツ用品及びアウトドア用品の市場規模	P 9 3
38	野沢温泉村スキー場安全条例	P 9 4
39	埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例	P 9 7

# 長野県観光案内業条例（昭和28年条例第13号）

（目的）

第1条 この条例は、観光案内業者（以下「案内人」という。）の資質の向上と業務の適正化を図り、もつて観光案内業の健全な発達と観光客接遇の向上に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例で案内人とは、報酬を受けて観光客の案内を業とする者をいう。

（許可）

第3条 案内人になろうとする者は、様式第1号の申請書を知事に提出して、その許可を受けなければならない。案内区域を変更し、又は追加しようとするときもまた同様とする。

（欠格条項）

第4条 許可を受けようとする者が、次の各号の一に該当するときは許可しない。

- （1） 身体が虚弱のため業務に耐えることができないと認められる者
- （2） 案内区域の地理沿革等に精通しない者
- （3） その他業務上不相当と認められる者

（試験）

第5条 知事は、必要があると認められるときは、許可を受けようとする者に対し、試験を行うことができる。

（許可証及び記章の交付）

第6条 知事は、許可をしたときは、様式第2号による許可証及び様式第3号による記章を交付する。

- 2 案内人は、就業中左胸部の見やすい箇所に記章をつけ、許可証及び料金表を携帯し、県係員又は案内を受ける者から請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 県係員は、前項の規定により請求するときは、様式第4号による証票を示して、これをしなければならない。

（許可更新）

第7条 許可の有効期間は、3年とする。

- 2 許可の有効期間満了後、引き続き案内人になろうとする者は、期間満了前2箇月以内に様式第1号による申請書を知事に提出して、その更新の許可を受けなければならない。

（許可証又は記章の再交付）

第8条 案内人は、許可証又は記章を亡失し若しくは著しく損じたときは、10日以内に様式第5号による許可証又は記章の再交付申請書を知事に提出して、その再交付を受けなければならない。

- 2 許可証の記載事項に変更を生じたときは、10日以内に様式第6号による許可証変更届を知事に提出しなければならない。

(許可手数料等)

第9条 第3条、第7条第2項及び前条第1項の規定により、許可、許可更新又は許可証若しくは記章の再交付の申請をしようとする者は、次の手数料を納めなければならない。

- (1) 許可手数料 200円
- (2) 許可更新手数料 150円
- (3) 許可証又は記章の再交付手数料 100円

2 既納の手数料は、還付しない。

(遵守行為)

第10条 案内人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 祝儀その他いかなる名儀をもってするを問わず所定の料金以外の金品を請求しないこと。
- (2) 接客業者その他の者と結託し又はみずから宿泊、遊興、観覧、物品の購買等を強要しないこと。
- (3) 案内をしいて勧誘し、又は依頼者の承諾を得ないで案内をしないこと。
- (4) 許可証又は記章を貸与しないこと。
- (5) 高山植物、樹木、建造物等を損じないこと。
- (6) 遭難、疾病、傷い等の救急に要する簡易な器具や薬品を携帯し、事故が発生したときは、敏速に救護すること。
- (7) たき火、野営等をしたときは、じんあいの処理をすること。

(診断書)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、案内人に対して指定した医師の診断書の提出を命ずることができる。

(許可証の返納)

第12条 案内人が廃業し又は許可を取り消され若しくは業務の停止を命ぜられたときは、10日以内に許可証及び記章を返納しなければならない。

2 案内人が死亡したときは、戸籍法による戸籍届出者が前項の手続きを行わなければならない。

(許可の取消)

第13条 案内人が次の各号の一に該当するときは、知事は、その許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。

- (1) 第4条の各号の一に該当するに至ったとき。
- (2) 第6条第2項、第10条及び前条の規定に違反し、又は第11条の診断書を提出しないとき。
- (3) 前各号の外、業務に関して不正な行為をしたとき。

(罰則)

第14条 次の各号の一に該当する者は、2万円以下の罰金、拘留又は科料に処する。

- (1) 許可を受けないで観光案内業を営んだ者
- (2) 前条の規定による営業の停止の処分に違反して営業を営んだ者

(補則)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

# ○長野県における山岳ガイド資格制度の沿革について

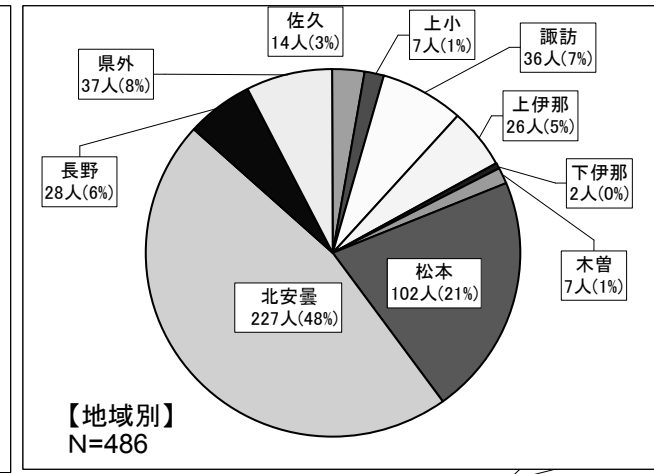
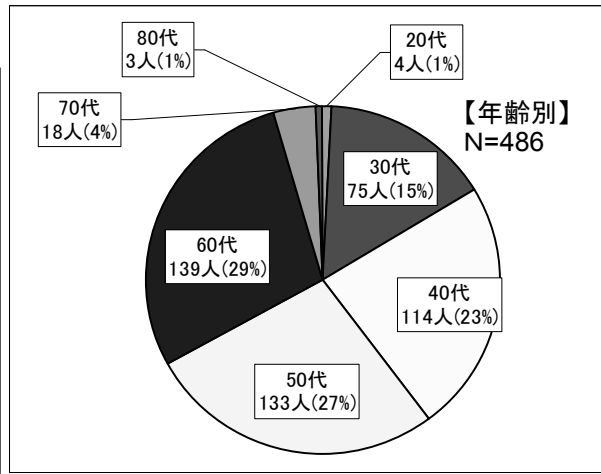
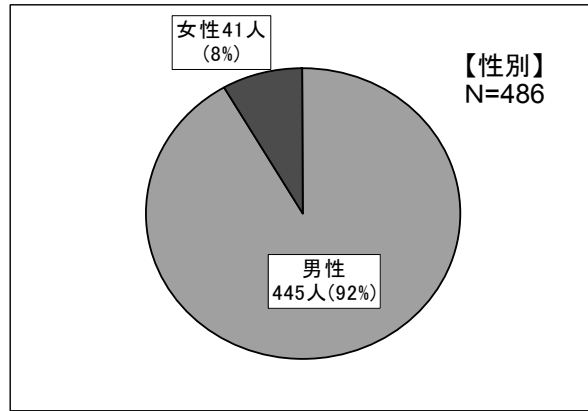
(参考)菊地俊朗氏著 北アルプスこの百年(文春新書)

時代	状況等 (■=案内人組合、条例関係)
明治時代	○ 地元の者以外の登山目的は、測量、山林検分、学術調査。案内人、強力(ボッカ)としての仕事が発生。
明治時代末期	○ 一般登山者が増加。学校登山が開始。 ○ 案内人としての仕事は、現金収入であることから、作間かせぎとして重要になってくる。 ○ 案内人の手配ルートは旅館主であり、手配裁量権を有する旅館は固定化。
大正時代	○ 北アルプスに営業小屋が開業。案内人のニーズは増大。 ○ 登山者と案内人との間で、金銭や山中での対応でトラブルが発生するようになる。 ○ 案内人と旅館主の間で、「分け前」でトラブルが発生するようになる。
大正6年	■ 大町登山案内者組合創設(初)。
大正7年 大正8年 大正11年	■ 有明登山案内者組合創設。 ■ 白馬登山案内者組合創設。 ■ 島々口登山案内者組合創設。以降88組合創設。 ○ 案内人の資質、対応、日当の額算定などをめぐり、登山者から組合や地元へ苦情が寄せられるようになる。 ○ 駅前での客引き行為が増加、不明朗な契約が問題化。 ○ 接客態度などへの不満が問題化。
大正14年	■ 「登山者休泊所及案内者取締規則」施行 ・案内人に、警察の入山許可と料金の事前承認を義務付け。当初は口頭試験、のちに筆記試験のみに。
昭和23年1月	■ 「登山者休泊所及案内人条例」施行
昭和23年12月	■ 「案内人取締条例」施行
昭和28年	■ 「観光案内業条例」施行
平成4年	■ 罰金額 5,000円 → 20,000円
平成16年	■ 試験内容の均一化と高度化 ・ 本庁許可 ← 地方事務所許可 ・ 許可区域の廃止(長野県全域 ← 地方事務所) ・ 受験資格の設定(登山経験、救急法講習受講) ・ 実技試験の実施
平成22年	○ 「長野県山岳ガイド資格制度のあり方等に関する研究会」設置

# ○信州登山案内人の現状について

■ 現在(H22. 4/1)、案内人は486人。組合は13組合。ボランティアによる登山道の整備や、入山指導など、登山者の安全確保に果たしてきた役割は大きい。

## 1 案内人の状況



## 2 試験(毎年実施)

H22年度=6/10(木)[山岳総合センター]  
 申込者65名(受験59名) 合格者27名(合格率 45.8%)

## 3 研修

H21.10/17(土)の「南信州」会場を皮切りに、11/29(日)の「上高地」会場まで県内7カ所で実技研修を開催。座学研修は、11/24(火)開催。



支点の取り方



事故者の救出のための下降

10/20、大町市仏崎の岩場で行われた「白馬」会場の様子

## 4 案内人組合ホームページ

日本アルプス 登山ガイドのプロ集団  
**白马山案内人組合**

メインメニュー

- ホーム
- 新着情報
- リンク集
- サイトマップ
- 白馬地図(gmap)
- 天気予報

白馬山案内人組合とは？

白馬山案内人組合は大正8年1月24日に創設されました。現在の所属ガイドは約1150名。日本でも類を見ない最大級の規模となっております。また所属のガイド達はすべて白馬村在住者で構成され、長野県が行う検定試験の合格者にのみ与えられる資格でもあります。

所属ガイドは北アルプス北部山岳遭難救助隊を兼任

全てのガイドではありませんが、実力や実績のある者は長野県警からの委託により「北アルプス北部地区山岳遭難救助隊」の隊員に選ばれており、四季を問わず長野県警と連携して遭難救助活動を行っています。また、一部のガイドは「文部科学省登山研修所」の講師をも兼任しています。なお、皆さんの歩いていらっしゃる登山道・実は私達がこっそりと整備しているんですよ。

日本全国を飛び回るガイド達

各山域に精通したガイド達は白馬岳周辺にとどまらず、北アルプスから南アルプス、または海外の山々でも活動を行っております。

得意分野は様々...

現在、所属するガイド達が持っている山行形態は、夏山縦走・冬山縦走・トレッキング・スノーシュー・ハイク・バリエーションルートの登攀・バックカントリースキー・アイスクライミング・フリークライミングと様々な分野に分かれています。その中でもTEIに詳しい者、鳥に詳しい者

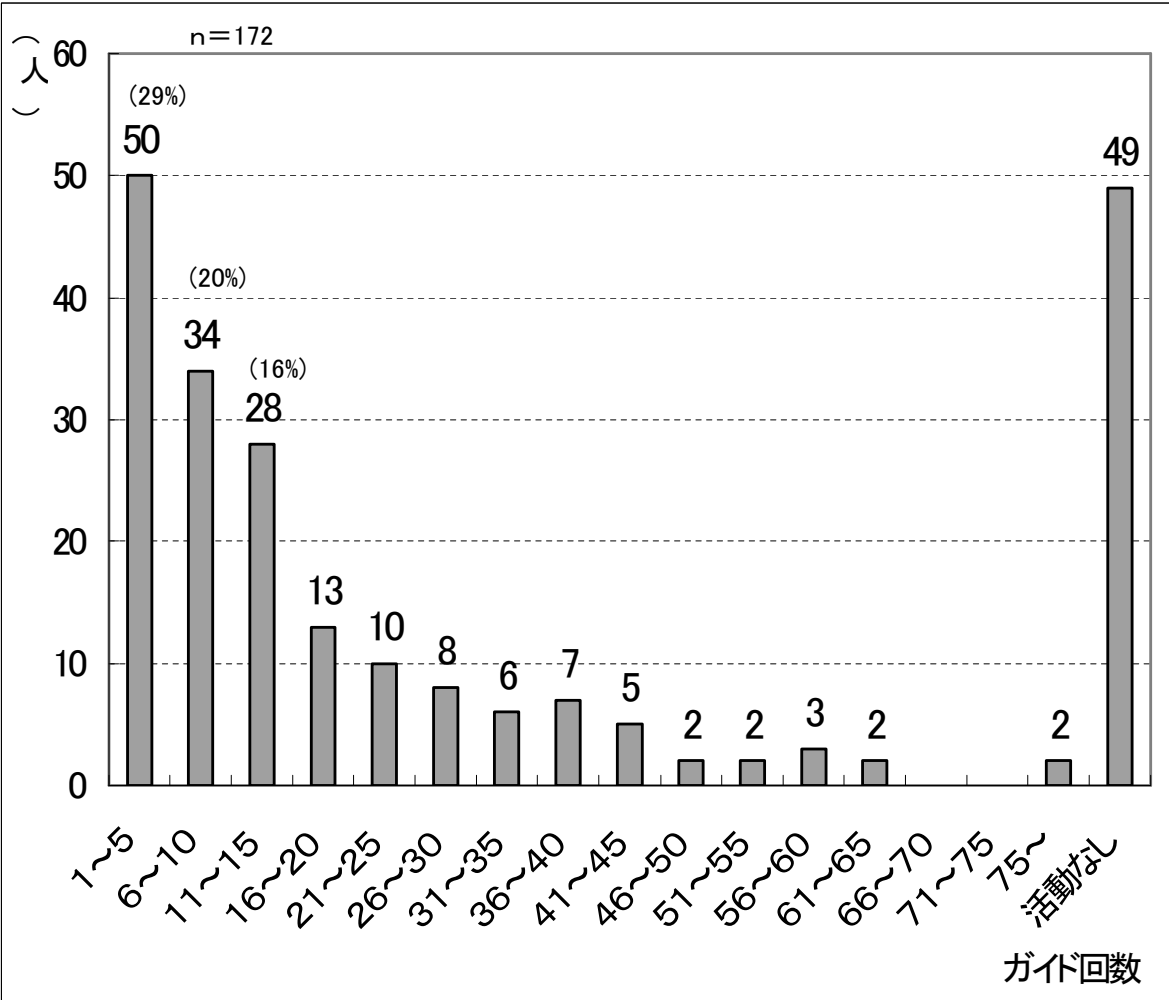
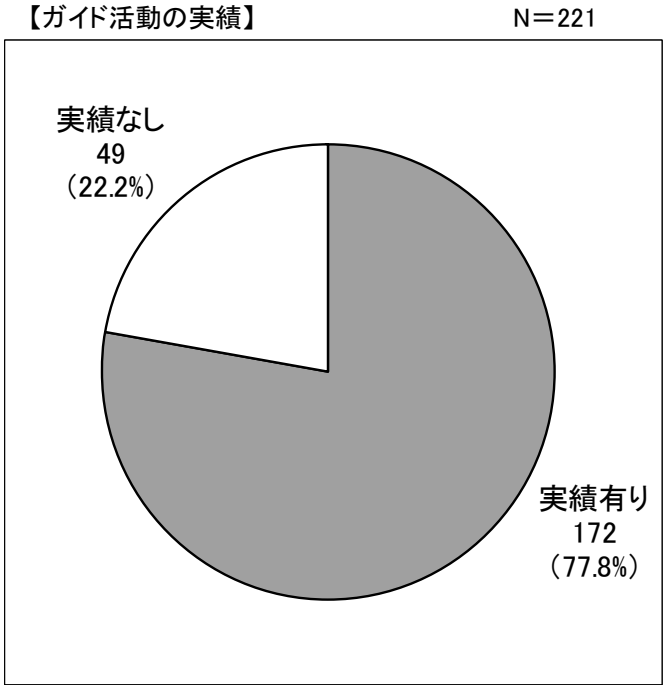
# 信州登山案内人の活動状況等について（アンケート結果）

- 信州登山案内人活動状況調査（平成22年4月実施）
- ① 調査対象 486人（H22.4/1現在で、登山案内人資格を有する者）
  - ② 調査方法 郵送
  - ③ 回収数・回収率 221人（45.5%）

## （1）平成21年中のガイド活動の実績について

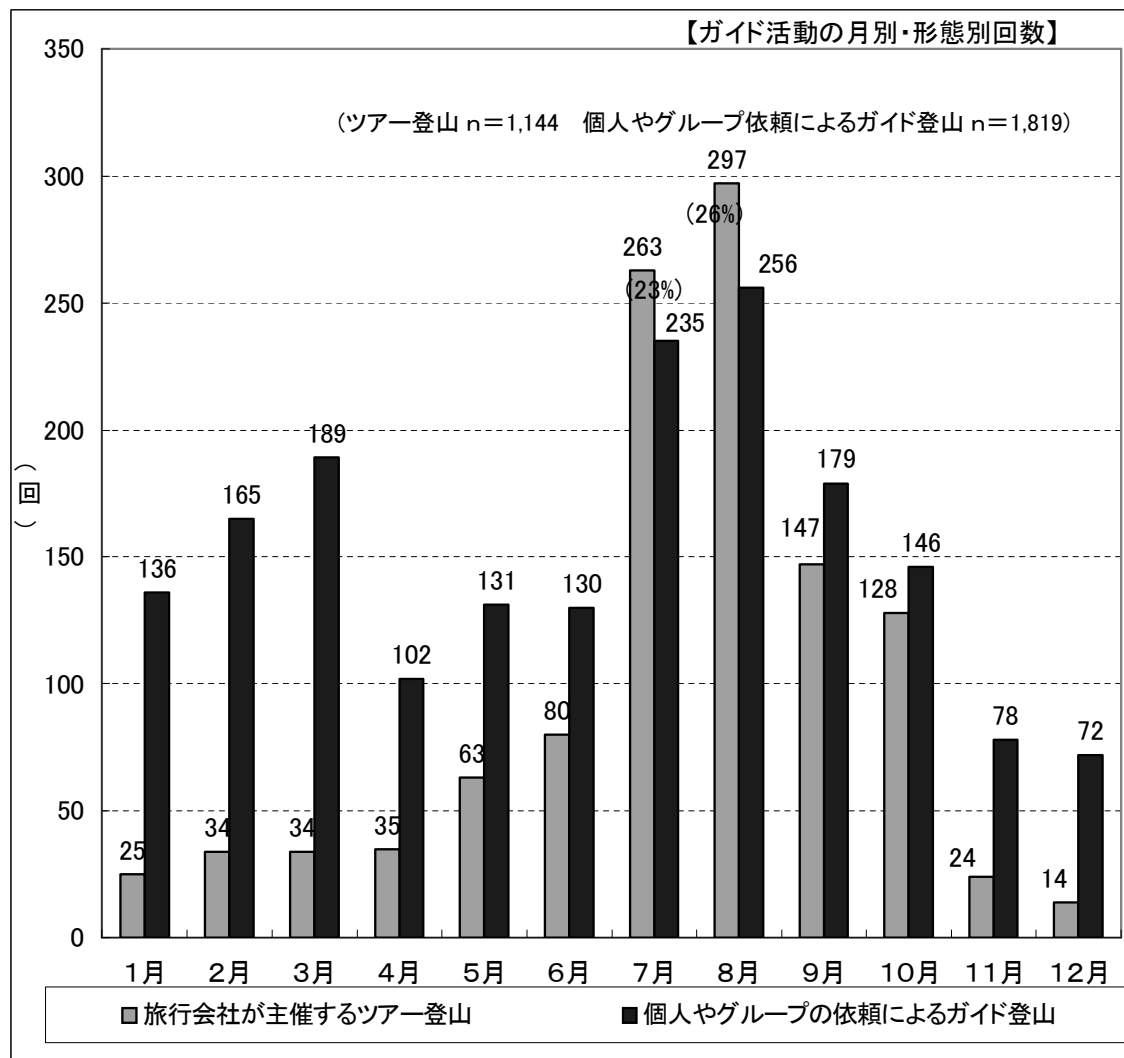
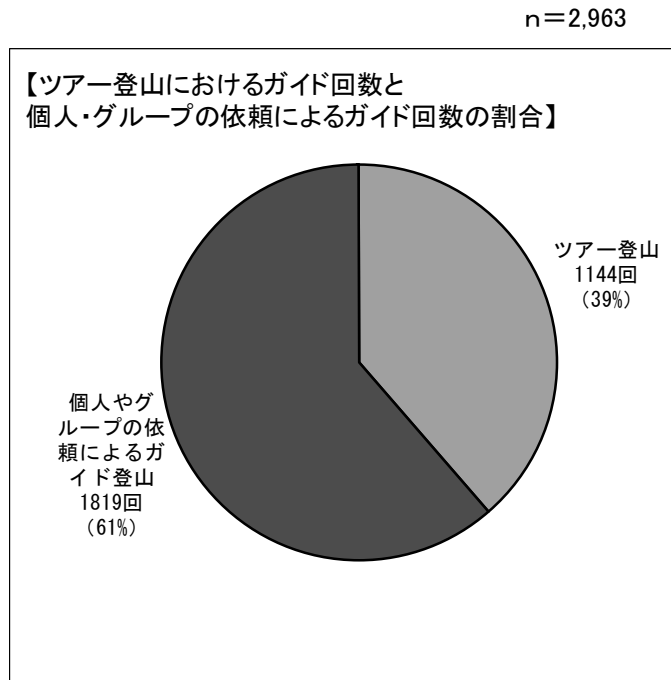
- ・ 回答者221人中、平成21年にガイド活動を行った案内人は、172人（78%）。
- ・ ガイド実績を有する172人のうち、年間10回以下のガイドが約半数（84名、49%）。

【ガイド回数】



## (2) ガイド活動の形態(ツアー登山におけるガイドor個人やグループの依頼によるガイド)について

- ・平成21年中にガイド活動を行った案内人172人のガイド回数の合計は、2,963回。
- ・そのうち、ツアー登山におけるガイドは1,144回で39%。
- ・ツアー登山と、個人やグループの依頼によるガイドとは、4:6の割合。
- ・月別では、夏山の7月~8月にツアー登山は多い。(7月263回=23%、8月297回=26%)



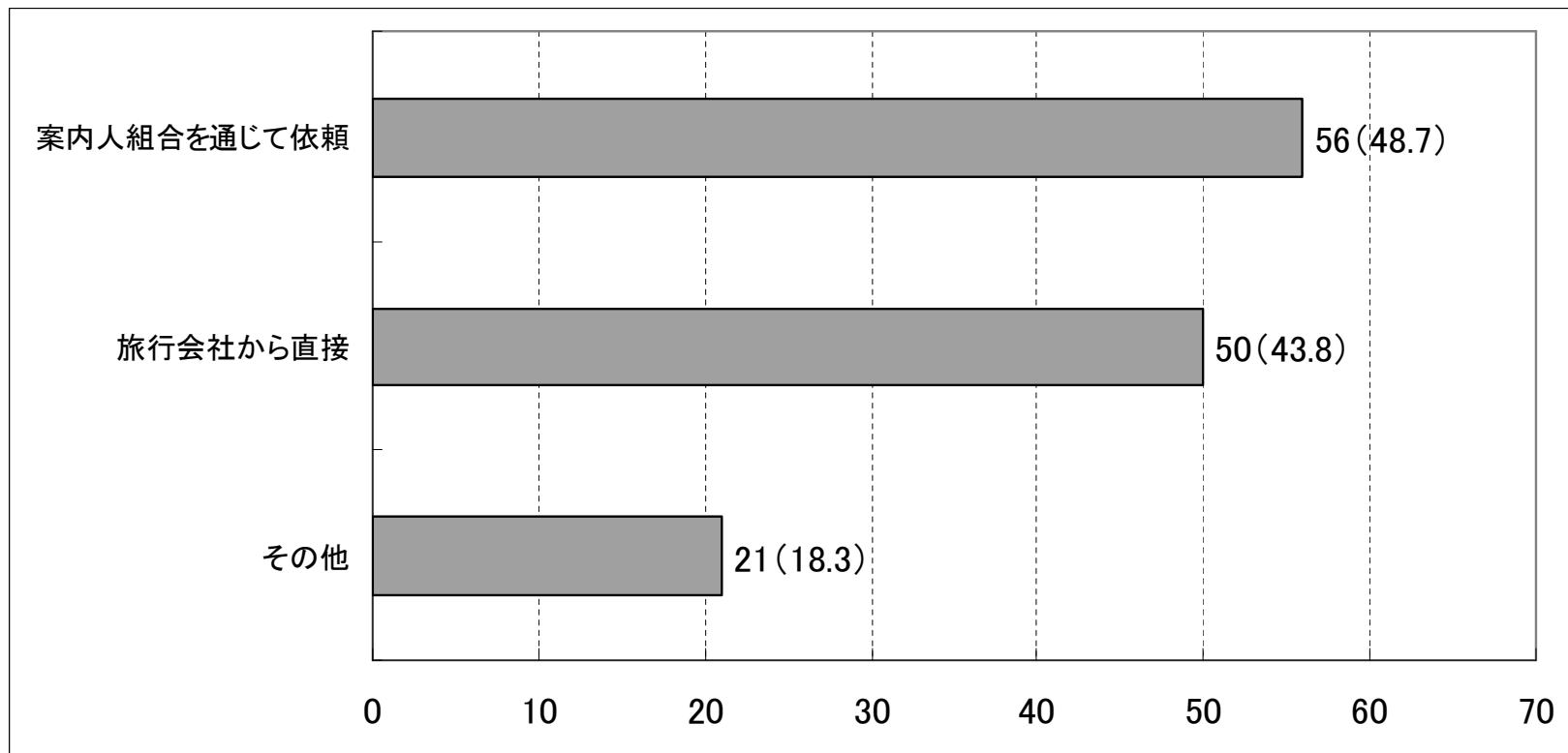


### (3) ガイドを依頼された経路について(ツアー登山におけるガイド)

- ・平成21年中にガイド活動を行った案内人172人のうち、ツアー登山におけるガイドを行った案内人は115人。
- ・そのツアー登山ガイドをどこから依頼されたか(複数回答)については、
  - ①案内人組合を通じての依頼が56人(49%)。
  - ②旅行会社から直接の依頼が50人(44%)。

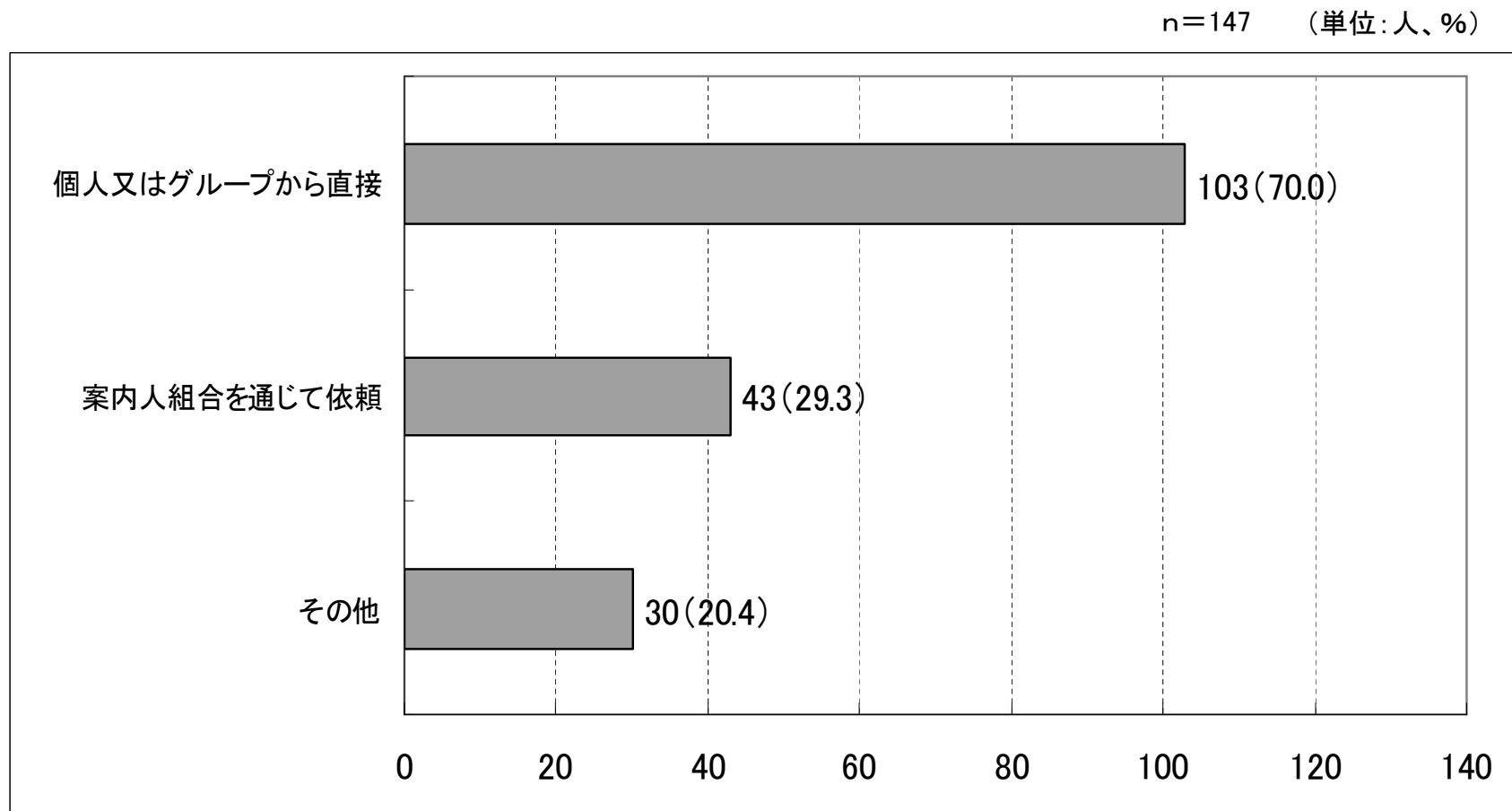
【主な旅行会社】クラブツーリズム、毎日新聞旅行、トップツアー

n=115 (単位:人、%)



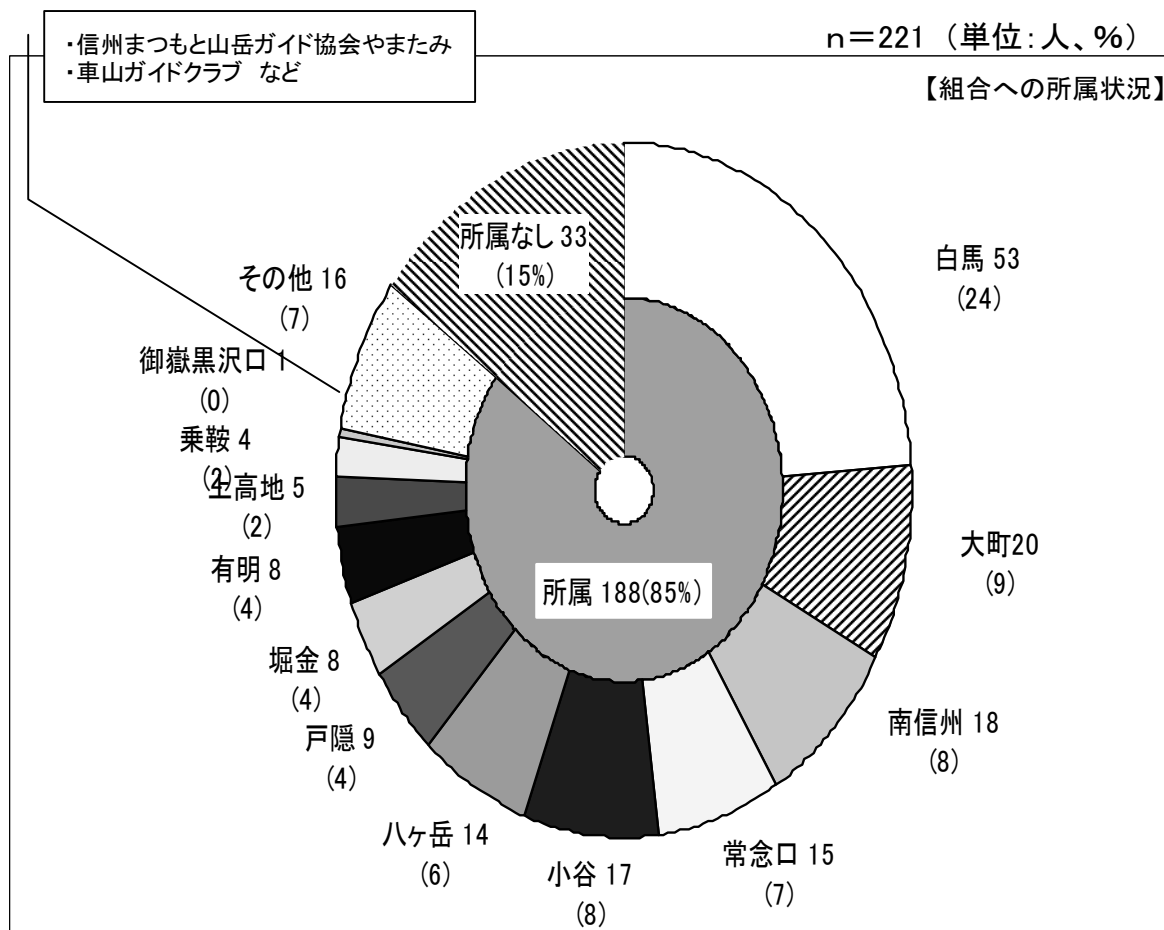
#### (4) ガイドを依頼された経路について(個人やグループからの依頼によるガイド)

- ・平成21年中にガイド活動を行った案内人172人のうち、個人やグループの依頼によるガイドを行った案内人は147人。
- ・そのガイドをどこから依頼されたか(複数回答)については、
  - ① 個人やグループから直接の依頼が103人(70%)。
  - ② 案内人組合を通じての依頼が43人(29%)。



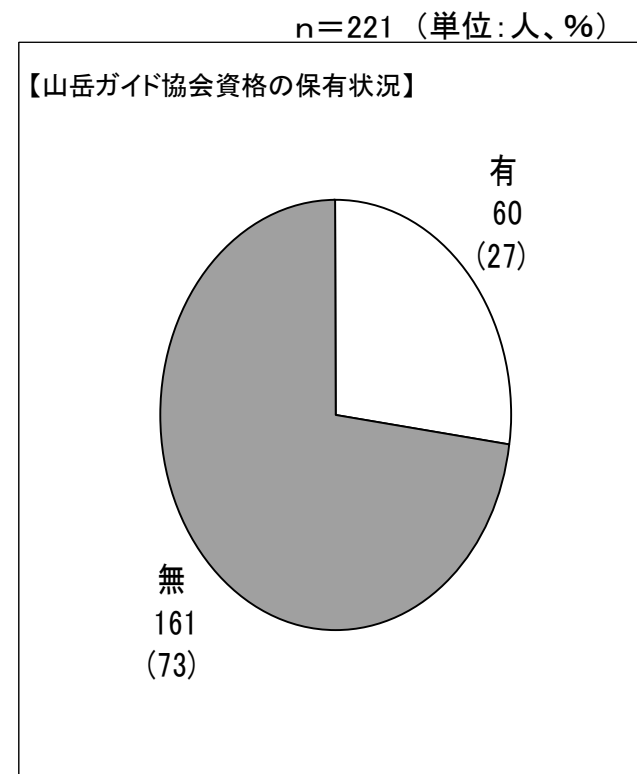
### (5) 登山案内人組合等への所属状況について

- ・ 回答者221人中、登山案内人組合等の団体に所属している者は188人(85%)。



### (6) (社)日本山岳ガイド協会のガイド資格の保有状況について

- ・ 回答者221人中、日本山岳ガイド協会のガイド資格を有している者は60人(27%)。

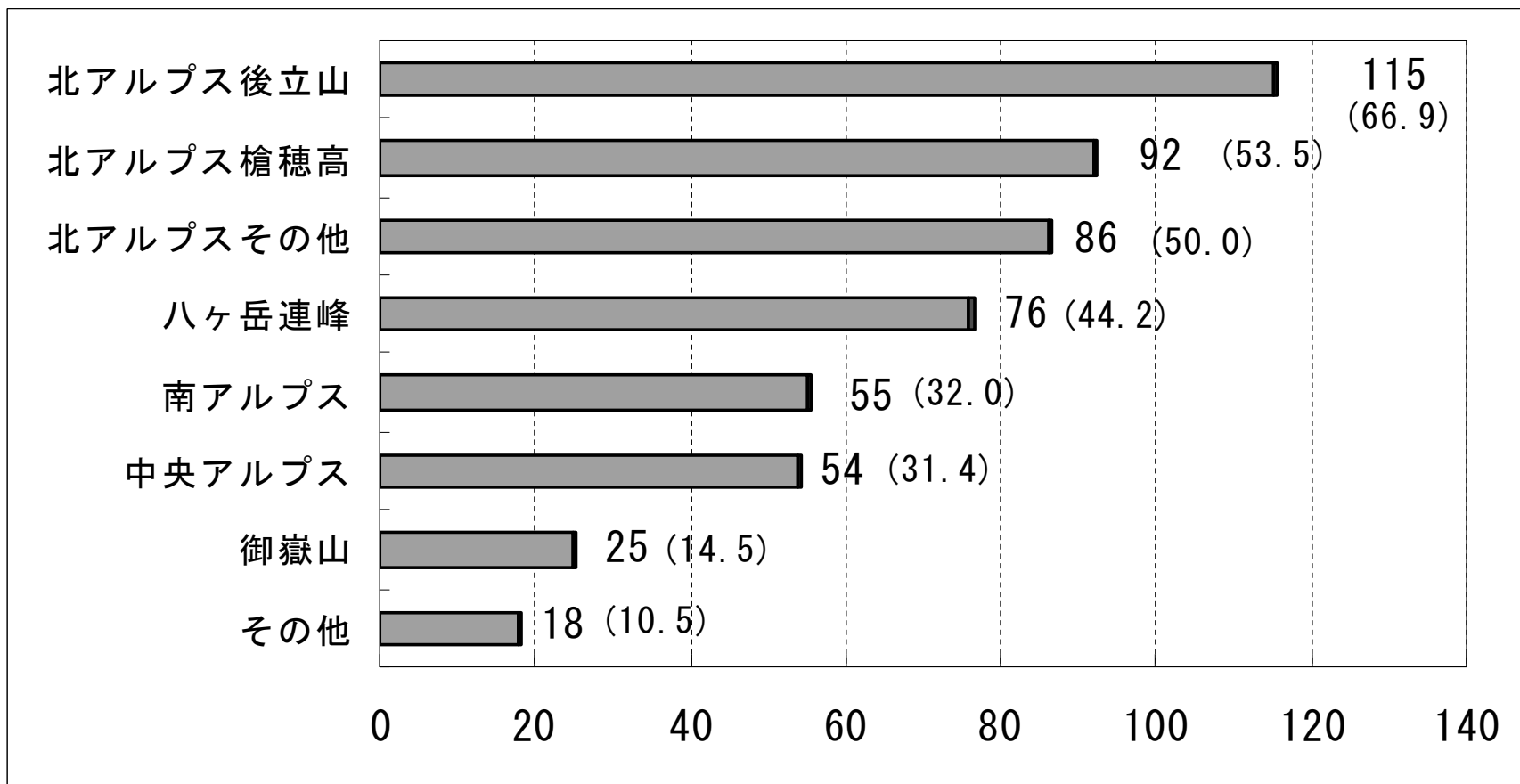


(7) ガイド活動の地域について(複数回答)

- ・ ガイド実績を有する者172人のガイド活動を行っている地域については、北アルプスの後立山エリアが最も多く、115人で67%。

【ガイド活動の地域】

n=172 (単位:人、%)





## ○ 信州登山案内人試験の変遷について

区分		試験内容等		その他	
平成15年度まで	地方事務所により異なる対応。	【共同実施】	【単独実施】		【実施せず】
		○ 佐久・諏訪・松本・北安曇地方事務所	○ 上伊那・下伊那地方事務所	○ 長野地方事務所	○ 他の地方事務所（上小、木曾、北信）
		○ 筆記試験を実施。 ○ 問題作成、試験の運営は山岳総合センターに依頼。	○ 組合所属者については、組合推薦があれば許可。 ○ 組合に所属していない者については、書類審査と面談を実施した上で許可。	○ 戸隠登山案内人組合の試験結果を参考として、許可。	○ 許可行為の実績はない。
平成16年度以降	全県統一による試験を実施。	○ 筆記試験及び実技試験を実施。 ○ 筆記試験問題作成、実技試験の実施、合否判定等は山岳総合センターへ依頼。 ○ 受験資格を盛り込む。 ・ 登山経験5年以上かつ山行経験200日以上等。 ・ 救急法講習受講。			

# 信州登山案内人試験の実施状況について

## 1 試験の内容

項目		内容
受験資格		(1) 平成22年4月1日現在、満20歳以上の者 (2) 登山経験5年以上かつ山行日数200日以上（うち標高1,500m以上の雪山経験30日以上及び長野県内山行日数100日以上）を有する者、またはこれと同等レベルの以上の登山経験を有する者であると県内登山案内人組合長が推薦する者 (3) 救急法（詳細省略）に関する講習を、直近2年以内に受講していることなど。
試験	筆記試験	①登山案内人としての基礎知識、②長野県内の山岳に関する知識
	実技試験	安全確保技術（ロープワーク技術ほか）
試験実施機関		長野県山岳総合センター
試験場所		筆記試験＝大町合同庁舎、実技試験＝長野県山岳総合センター人工岩場
事前説明会		試験の出題範囲、内容等の解説（※）試験の約1週間前に山岳総合センターで実施。

## 2 受験者数・合格者数ほか

年度	試験日	申込者数 (A) (受験者数) (B)	合格者数 (C)	合格率 (%) (C) / (B)	合格者のうち、 県外在住者数 (人、%)
H22	6/10	65 (59)	27	45.8	9 (33.3)
H21	6/12	56 (53)	33	62.3	5 (15.1)
H20	6/13	54 (51)	34	66.7	4 (11.8)
H19	6/8	35 (35)	23	65.7	4 (17.4)
H18	6/9	26 (26)	9	34.6	0 ( - )
H17	6/10	35 (30)	21	70.0	0 ( - )
H16	6/16	23 (23)	8	34.8	3 (37.5)

## 平成22年度信州登山案内人試験実施要領

### 1 趣 旨

登山案内人の資質の向上と業務の適正化を図り、もって登山者の安全の確保に資するため、長野県観光案内業条例(以下「条例」という。)第5条の規定により、登山案内人試験を実施する。

### 2 実施主体

長野県

### 3 試験実施機関

長野県山岳総合センター

### 4 日 時

平成22年6月10日(木) 午前9時～

### 5 場 所

長野県大町合同庁舎講堂及び長野県山岳総合センター人工岩場

### 6 受験対象者

条例に基づく許可を受けて登山案内業を行おうとする者

### 7 受験資格

(1)平成22年4月1日現在、満20歳以上の者であること。

(2)登山経験5年以上かつ山行日数200日以上(うち標高1500m以上の雪山経験30日以上及び長野県内山行日数100日以上)を有する者又はこれと同等レベル以上の登山経験を有する者であると県内登山案内人組合長が推薦する者。

(3)救急法一般講習(日本赤十字社)、上級救命講習(消防)、MFA CICベーシックコース、LSFA CPR・ベーシックコース、NSC ファーストエイド&CPR 標準コース若しくはこれらと同等レベル以上の救急法に関する講習を、受験申込書提出時を基準として直近2年以内(有効期間がある場合は、その期間内)に受講していること又は指導者資格保有者であることが望ましい。

※(3)の講習の未受講者にあつては、許可申請時まで受講しておくこと。

### 8 試験の種類及び試験内容

#### (1)筆記試験

- ①登山案内人としての基礎知識
- ②長野県内の山岳に関する知識

#### (2)実技試験

安全確保技術(確保技術・下降技術)

### 9 受験申し込み手続き

#### (1)受験申し込みに必要なもの

①受験申込書(別添1)、受験票(別添2)、履歴書(受験資格の分かる内容であること)及び県内登山案内人組合長による推薦状意見書(別添3、該当者のみ)

②写真2枚(①の受験申込書及び受験票に貼付。出願前6ヶ月以内に撮影したもの。縦4.5cm×横3.5cm)

③返信用切手(80円)を貼付した封筒(住所、氏名を記入したもの。受験票送付用)

#### (2)受験料

無料



(3) 受験申込書の受付期間、受付時間及び受付場所

① 受付期間

平成22年5月10日(月)から平成22年5月24日(月)まで

郵送の場合は5月24日(月)必着のこと

② 受付時間

月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで。  
ただし、祝祭日を除く。

③ 提出先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁  
長野県観光部観光企画課 企画調整班

(4) 受験票の発送

受験申込書の受付後、受験票(別添2)を速やかに発送する。

10 試験当日の持ち物

(1) 受験票

(2) 黒鉛筆(シャープペンシル可)及び消しゴム

(3) 返信用切手(80円)を貼り、受験者の住所、氏名を記入した封筒(合否についての文書発送用)

(4) ハーネス(レッグループ付き岩登り対応タイプ)、スリング(60cm程度のもの 4本、120cm程度のもの 2本)、確保器、下降器(兼用可)、カラビナ 10枚(うち安全環付 3枚)、登山靴、ヘルメット、手袋、ヘッドランプ、雨具

(5) 昼食

11 試験結果

平成22年6月下旬に、郵送により、受験者あて合否についての文書及び許可の申請手順についての案内を送付する。

12 事前説明会

(1) 日 時

平成22年6月4日(金) 午前10時～

(2) 場 所

長野県大町合同庁舎講堂

(3) 内容

登山案内人試験について(出題範囲、内容等)

(4) 対 象

平成22年6月10日(木)開催の「信州登山案内人試験」を受験する者。

※受験者以外の参加はご遠慮ください。

# 平成22年度 信州登山案内人 受験の手引き

受験を希望される方々へ

この「手引き」は、「信州登山案内人試験実施要領」（以下、「試験要領」という）を補完するために作成してあります。したがって、受験希望者は、まず「試験要領」をお読みください。  
なお、不明な点等がございましたら、ご遠慮なく下記までお問合せください。

【問い合わせ先】

長野県観光部観光企画課 企画調整班  
tel:026-232-0111 (代) 026-235-7251 (直) 内線3516

## 試験概要

○受験受付期間 平成22年5月10日(月)から5月24日(月) (郵送の場合は必着)

○提出書類等

受験申込提出書類	<input type="checkbox"/> 信州登山案内人受験申込書 (試験要領別添1) (添付書類) <ul style="list-style-type: none"><li>・履歴書 (様式不問、受験資格が確認できるもの)、推薦状意見書 (試験要領別添3、該当者のみ)</li><li>・写真2枚 (タテ45mmヨコ35mm、受験申込書及び受験票に貼付する)</li><li>・返信用切手 (80円) を貼り、受験者の住所、氏名を書いた封筒 (受験票送付用)</li><li>・受験票 (試験要領別添2、必要事項を記入すること) (なお、受験料は無料です)</li></ul>
----------	---

※以下は、合格後の許可申請時に必要となる書類です。許可申請時にご提出ください。

許可申請提出書類	<input type="checkbox"/> 観光案内人許可申請書 (長野県観光案内業条例様式第1号) (添付書類) <ul style="list-style-type: none"><li>・履歴書 (様式不問)</li><li>・健康診断書<sup>*1</sup></li><li>・救急法一般講習 (日本赤十字社)、上級救急講習 (消防)、MFA CICベイスックコース、LSFA CPRベイスックコース、NSCファーストエイド&amp;CPR標準コース若しくはこれらと同等レベル以上の救急法に関する講習を直近2年以内に受講していることを証明する書類又は指導者資格保有者を証明する書類 (許可手数料200円…長野県収入証紙を購入の上、許可申請書に貼付してください。)</li></ul>
----------	---

○試験日 (事前説明会) の日程と開催場所

事前説明会	平成22年6月4日 (金)	長野県大町合同庁舎
試験	平成22年6月10日 (木)	筆記試験：長野県大町合同庁舎 実技試験：長野県山岳総合センター 人工岩場

※試験内容等についてご説明いたしますので、試験を受験する方は、説明会にご出席ください。

## 事前説明会 6/4 (金)

○場 所：長野県大町合同庁舎講堂 (〒398-8602 長野県大町市大町1058-2)

○アクセス：地図をご覧ください。  
(JRご利用の場合：JR信濃大町駅から徒歩で約10分)

○日 程：

10:00～	受付
10:30～12:00	筆記試験の出題範囲と内容について (前半)
12:00～13:00	昼食
13:00～15:00	筆記試験の出題範囲と内容について (後半) と実技試験について

## 試験 6 / 10 (木)

○場所：筆記試験 長野県大町合同庁舎講堂（長野県大町市大町1058-2）  
実技試験 長野県山岳総合センター人工岩場（長野県大町市大字常磐5638-47）

○アクセス：地図をご覧ください  
（実技試験会場については、当日ご案内します）

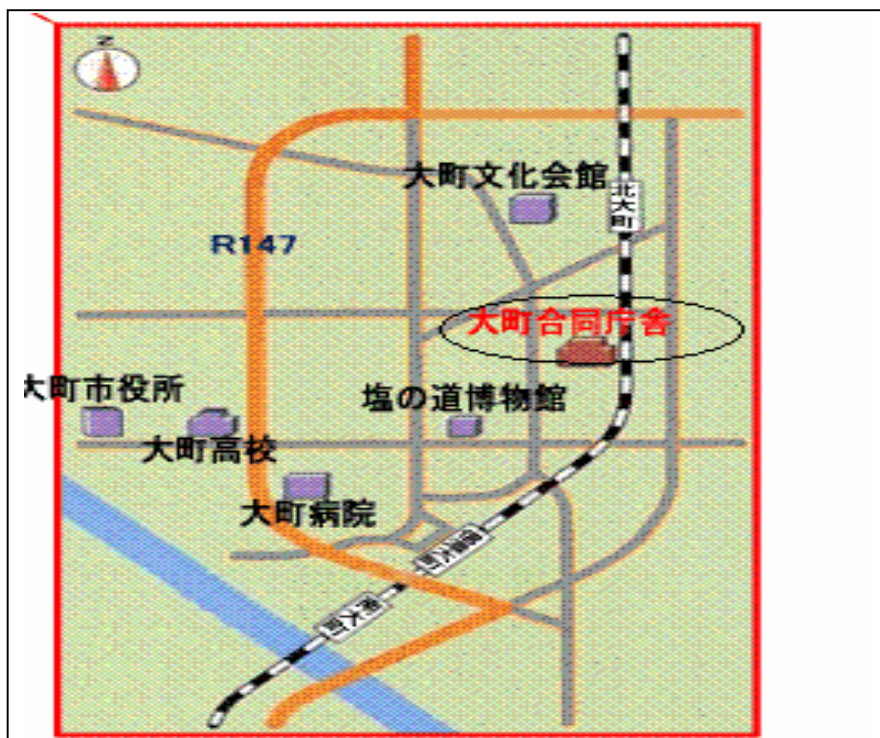
○日程：

9:00～	受付
9:30～11:00	筆記試験（大町合同庁舎）
12:00～終了まで	実技試験（長野県山岳総合センター人工岩場） ※会場の「人工岩場」は、筆記試験会場（大町合同庁舎）とは別の場所です。

〈持ち物〉

- ハーネス（レッグループ付き岩登り対応タイプ）
- スリング（60cm程度のもの4本、120cm程度のもの2本）
- カラビナ（10枚、うち3枚は安全環付）
- 下降器
- 確保器
- ヘルメット（※下降器と確保器は兼用可）
- ヘッドランプ
- 登山靴
- 手袋
- 雨具
- 受験票
- 筆記具（黒鉛筆・消しゴム等）
- 返信用切手（80円）を貼り、受験者の住所、氏名を書いた封筒（可否の通知書発送用）
- 昼食

## 地図 事前説明会、筆記試験会場：大町合同庁舎



○長野県大町合同庁舎（長野県大町市大字大町1058-2）

【JR】大糸線「信濃大町駅」下車、または長野新幹線「長野駅」下車、大町行き急行バスで大町駅下車。徒歩10分。

【自動車】長野自動車道「豊科インター」より大町・白馬方面へ約40分。

（会場問い合わせ先）長野県北安曇地方事務所 TEL 0261 - 22 - 5111（代表）

事前説明会会場6/4(金)

筆記試験会場6/10(木)午前

# 信州登山案内人を対象とした研修について

(※) センター＝山岳総合センター

年度	期 日	内 容		会 場	受講者数
17	10/28	座学	長野県山岳の特性、山岳ガイドのあり方	松本合庁	32人
	10/29～30	実技	救急法、搬送、確保、懸垂下降	センター・人工岩場	12人
18	9/20～21講師研修	座学	確保理論	センター	18人
		実技	フィックスロープ、懸垂下降、搬送		
	10/27	座学	長野県山岳の特性、山岳ガイドのあり方	松本合庁	123人
	10/24～11/25	実技	フィックスロープ、懸垂下降、搬送	県下8会場	109人
19	9/20～21講師研修	座学	確保理論	センター	6人
		実技	ロープワーク、搬送、引率技術		
	11/22	座学	北アルプスの成り立ち、最近の山岳遭難	松本合庁	98人
	10/19～12/15	実技	フィックスロープ、確保、懸垂下降、搬送	県下7会場	70人
20	9/18～19講師研修	座学	確保理論	センター	8人
		実技	確保、フィックスロープ、救急法、搬送		
	11/21	座学	北アルプスの成り立ち、最近の山岳遭難	松本合庁	83人
	10/25～11/30	実技	フィックスロープ、確保、懸垂下降、搬送	県下7会場	85人
21	9/16～17講師研修	座学	確保理論	センター	6人
		実技	確保、フィックスロープ、救急法、搬送		
	11/24	座学	北アルプスの成り立ち、私は山の上のお母さん	松本合庁	107人
	10/17～11/29	実技	フィックスロープ、確保、懸垂下降、搬送	県下7会場	75人
22	9/10～11講師研修	座学	確保理論	センター	4人
		実技	確保、フィックスロープ、救急法、搬送		
	11/12	座学	コンビニ登山の危うさを露呈させたトムラウシ山遭難、山岳ガイドにおけるホスピタリティ	松本合庁	130人
	10/21～11/28	実技	フィックスロープ、確保、懸垂下降、搬送	県下7会場	73人

## (社)日本山岳ガイド協会のガイド資格の概要について

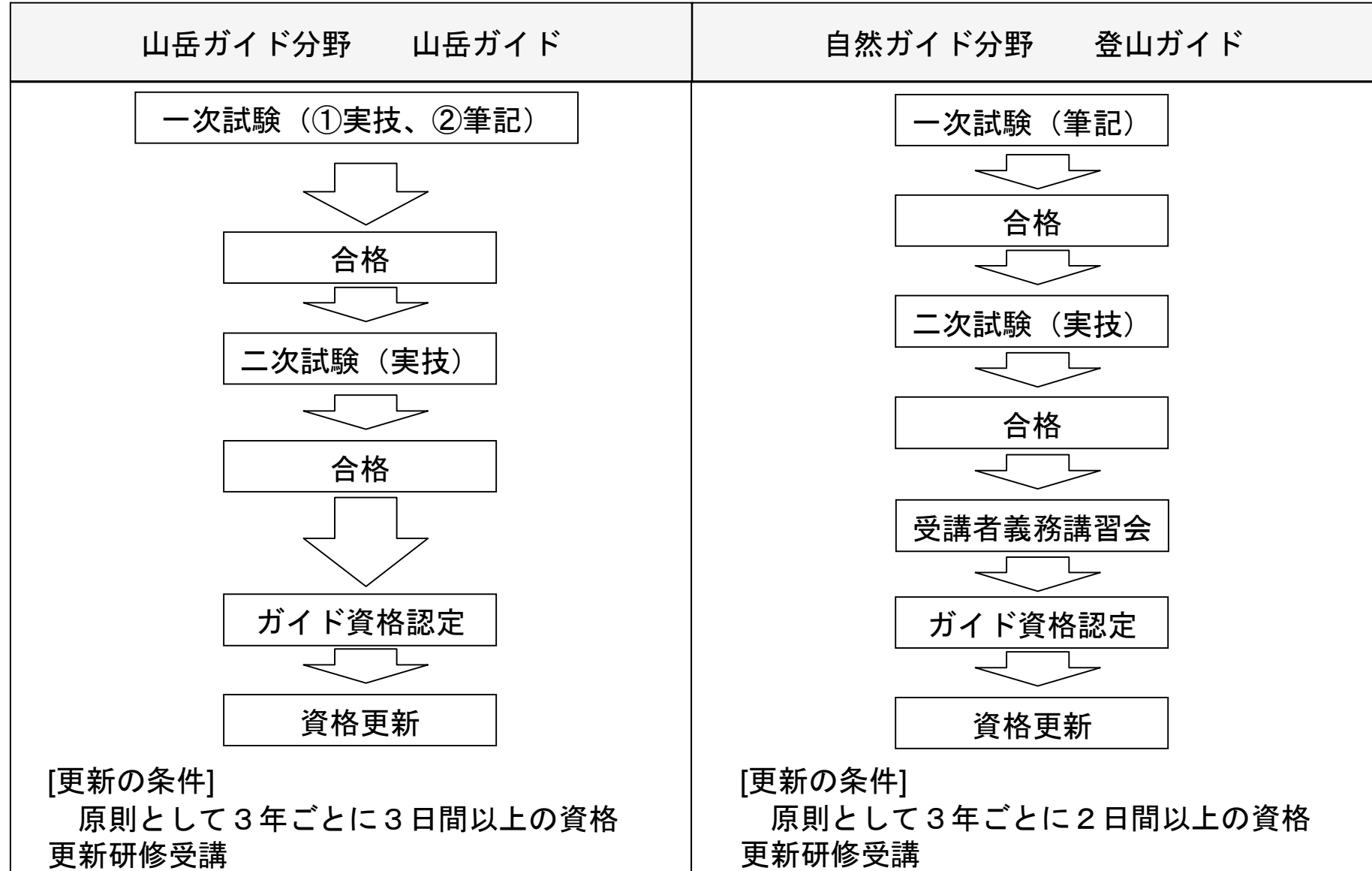
種類	山岳ガイド分野			自然ガイド分野
区分	国際山岳ガイド	登攀ガイド	山岳ガイド	登山ガイド
職能範囲	国内はもとより国際山岳ガイド連盟（以下UIAGM）加盟国において、その加盟国の法律に反しない範囲で、全ての山岳ガイド行為を行うことができる。	国内で季節を問わず、すべての山岳ガイド行為を行うことができる。	国内において困難な岩壁、氷壁ルートを除き、全ての地域で季節を問わずガイド行為を行うことができる。	国内において無積雪期、山地でのよく整備された登山道（※）及び四季を通じた山地、高原、森林、原野、河川を含む地域でのガイド行為を行うことができる。 （※）一般のガイドブック等で難路、険路、不整備、岩場技術、及び氷雪技術が必要とされるところは含まない。

**【信州登山案内人の書類審査内容】**  
 ①登山経験5年以上、かつ、  
 ②山行経験200日（通算）  
 ※②のうち、1500m以上の雪山30日以上、及び県内の山100日以上

種類	山岳ガイド分野			自然ガイド分野
区分	国際山岳ガイド	登攀ガイド	山岳ガイド	登山ガイド
受験資格	<p>満23歳以上で、国際アスピラン・ガイド資格を有し、かつ、<u>国際アスピラン・ガイド(※)</u>として夏季ヨーロッパ・アルプスにおいて1シーズン以上の実務経験を有する者。また、本会及びUIAGMの定める登山経験、技術基準を満たす者。</p> <p>(海外でのガイド実務経験)3年以上の実務経験を有する国際山岳ガイドの管理責任下で、国際アスピラン・ガイドとしてUIAGM諸国での業務経験。「国際アスピラン・ガイド資格を取得後、氷河を持つ山岳でのルートガイド10日以上、及び氷河を持つ山岳での山岳スキーガイド10日以上で、合計30日以上の経験)</p>	<p>満20歳以上で健康で体力があり、本会の定める登山経験・技術基準を満たし、かつ、以下のガイド養成のための義務講習会を受講する者)</p> <p>「ガイド養成のための義務講習会」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無積雪期ルートガイド5日以上</li> <li>・積雪期ルートガイド5日以上</li> <li>・無積雪期ガイド技術総合5日以上</li> <li>・積雪期ガイド技術総合5日以上 合計20日以上</li> </ul>	<p>満20歳以上で健康で体力があり、本会の定める登山経験・技術基準を満たす者。</p> <p>(通算300日以上の登山経験を融資、うち60日間は積雪期である者。岩壁、岩稜あわせて10ルート以上、その中で3ルート以上は、4級ルート以上を、一部または全部をリードできること。)</p>	<p>満20歳以上で健康で体力があり、通算120日以上の登山経験を有し、うち20日間は積雪期である者。</p>
審査方法	書類	筆記・実技適性(一次※)、実技(二次) ※合格有効年数=5年	筆記・実技適性(一次※)、実技(二次) ※合格有効年数=5年	筆記(一次※)、実技(二次) ※合格有効年数=5年
<p>(※)国際アスピラン・ガイド(=暫定資格) 国内で季節を問わずすべての山岳ガイド行為を行うことができる。UIAGMの管理・責任下で、同じ行程での国際山岳ガイド行為ができる。この暫定資格取得後、4年以内に国際山岳ガイド資格を取得しなければならない。</p>		無積雪期(登攀ルートガイド、クライミング能力と技術指導)、積雪期(登攀ルートガイド、アイスクライミング能力と技術指導、山岳スキーガイド、オフ・ピステスキーガイド、雪崩対策技術総合、レスキュー技術総合)	無積雪期(岩場・岩稜でのルートガイド、登山道ルートガイド、自然観察指導技術、安全管理技術)、レスキュー技術(初級)、積雪期(ルートガイド、氷雪技術、雪稜技術)、雪崩対策技術(総合)、オフ・ピステスキーガイド、山岳スキーガイド	無積雪期(ルートガイド、自然観察指導技術、安全管理技術)、積雪期(ルートガイド、自然観察指導技術、安全管理技術)、オフ・ピステスキーガイド
実技試験科目	—			
実技試験各科目の有効年数	—	3年	3年	3年
受験者義務講習				レスキュー技術(基礎)、雪崩対策技術(基礎)
更新条件	3年間に3日以上の研修受講	3年間に3日以上の研修受講	3年間に3日以上の研修受講	3年間に2日以上の研修受講。

# 日本山岳ガイド協会資格検定試験の概要

## 1 資格検定試験の流れ



2 一次試験(筆記試験)の内容

試験科目	山岳ガイド分野 山岳ガイド	自然ガイド分野 登山ガイド
	出題内容	出題内容
共通科目 基礎的知識	<ul style="list-style-type: none"> <li>① スポーツ科学の知識</li> <li>② 地球物理、気象、動植物、地理、地質、地形に関する知識</li> <li>③ 農山村の経済と歴史、民俗の知識</li> <li>④ 山地、里地、里山の環境の知識</li> <li>⑤ 自然環境保全知識</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① スポーツ科学の知識</li> <li>② 地球物理、気象、動植物、地理、地質、地形に関する知識</li> <li>③ 農山村の経済と歴史、民俗の知識</li> <li>④ 山地、里地、里山の環境の知識</li> <li>⑤ 自然環境保全知識</li> </ul>
共通科目 ガイド業務関連知識	<ul style="list-style-type: none"> <li>① ガイド業務関連法(自然公園法、道路運送法、旅行業法、旅館業法、鳥獣保護法、森林・林業法、環境基本法、自然保護法など)</li> <li>② ガイド倫理及びマナー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① ガイド業務関連法(自然公園法、道路運送法、旅行業法、旅館業法、鳥獣保護法、森林・林業法、環境基本法、自然保護法など)</li> <li>② ガイド倫理及びマナー</li> </ul>
専門科目 登山(山岳)ガイド専門知識	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 登山技術一般知識 ・登山道 ・岩稜 ・岩壁 ・沢 ・雪稜 ・雪壁</li> <li>② 山岳の自然知識</li> <li>③ 山岳の地理、地形、気象に関する知識</li> <li>④ 積雪期の知識</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 登山技術一般、山岳及び登山道に関する知識</li> <li>② 山地、里山を中心とする植物、動物、鳥類の生態系などに関する自然の知識</li> <li>③ 気象の知識</li> <li>④ 読図の知識</li> <li>⑤ 自然観察と解説に関する知識</li> <li>⑥ 積雪期の知識</li> <li>⑦ エコツーリズムなど自然環境の保全や利用に関する知識</li> </ul>
専門科目 安全管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>① レスキューに関する知識</li> <li>② 安全管理知識及び危急時対応に関する知識</li> <li>③ 登山時の健康管理に関する知識</li> <li>④ 環境要因による疾病に関する知識</li> <li>⑤ セルフレスキューに関する知識</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① レスキューに関する知識</li> <li>② 安全管理知識及び危急時対応に関する知識</li> <li>③ 登山時の健康管理に関する知識</li> <li>④ 環境要因による疾病に関する知識</li> <li>⑤ セルフレスキューに関する知識</li> </ul>
小論文	・ガイドの役割や責務及びガイドの資質について問う。	・ガイドの役割や責務及びガイドの資質について問う。 ・自然の知識と解説能力を問う。



3 二次試験（実技検定試験） 【登山ガイド】

検定科目	自然ガイド分野 登山ガイド
	検定内容
無雪期ルートガイディング  自然観察指導技術、安全管理技術	① 無雪期でのルーとガイディング技術と歩行技術  ② セルフレスキューとロープ操作、固定ロープの方法、ショートロープ技術  ③ 自然観察と解説及び安全管理
積雪期ルートガイディング  自然観察指導技術、安全管理技術	① 積雪期でのルートガイディング技術と歩行技術、ショートロープ技術  ② 雪上での用具の使い方、指導能力  ③ キックステップ技術及びステップカッティング技術  ④ 氷上歩行とアイゼン等器具の使用技術  ⑤ 自然観察と解説及び安全管理
オフピステ スキーガイディング	① 山岳スキーガイディング技術  ② 山岳における登高・滑降技術
筆記試験	実技検定試験に付帯する筆記試験を行う場合がある。

4 二次試験（実技検定試験） 【山岳ガイド】

検定科目	山岳ガイド分野 山岳ガイド
	検定内容
無雪期岩場・岩稜でのルートガイディング	① 容易な岩壁、岩稜でのルートガイディング技術（ルートグレード1～2級程度）
無雪期登山道ルートガイディング ・自然観察指導技術 ・安全管理技術	① 無雪期でのルートガイディング技術と歩行技術 ② ロープ操作、下降技術及び固定ロープの方法 ③ 自然観察と解説及び安全管理
レスキュー技術 初級	① 搬送技術 ② 引き上げ技術5m以上 ③ 降ろし技術 ④ 背負ってのカウンターラッセルによる降ろし技術 ⑤ 応急処置と露営技術
積雪期ルートガイディング ・氷雪技術指導能力 ・雪稜技術指導能力	① 積雪期でのルートガイディング技術と歩行技術 ② 傾斜60度を含む10mの氷壁をカッティング等でリードする技術 ③ キックステップ技術及びステップカッティング技術 ④ 雪庇尾根上でリードする技術 ⑤ 用具の使い方、指導能力
雪崩対策技術総合	① 雪崩予知技術 ② 雪崩対策の器具使用技術 ③ 雪崩からのレスキュー技術
オフピステ スキーガイディング	① 山岳スキーガイディング技術 ② 山岳における登行・滑降技術
山岳スキーガイディング	① 山岳スキーガイディング技術（露営等含むロングルート） ② 山岳スキーレスキュー技術 ③ ホワイトアウトナビゲーション
筆記試験	実技検定試験に付帯する筆記試験を行う場合がある。

## 5 受講者義務講習会【登山ガイド】

講習科目	自然ガイド分野 登山ガイド
	講習内容
レスキュー技術 基礎	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 搬送技術</li> <li>② 引き上げ技術(1:1、2:1)</li> <li>③ 降ろし技術</li> <li>④ 応急処置と露営技術</li> </ul>
雪崩対策技術 基礎	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 雪崩予知技術</li> <li>② 雪崩からのレスキュー技術と露営技術</li> </ul>

※受講者義務講習会はガイドの安全管理にとって重要な科目であり、筆記及び実技検定試験合格後、速やかに受講しなければならない。

※この科目を受講しない場合には認定通知書が発行されない。

# 北海道アウトドア資格制度の概要について

## 1 制度のスタート

○ 平成14年度

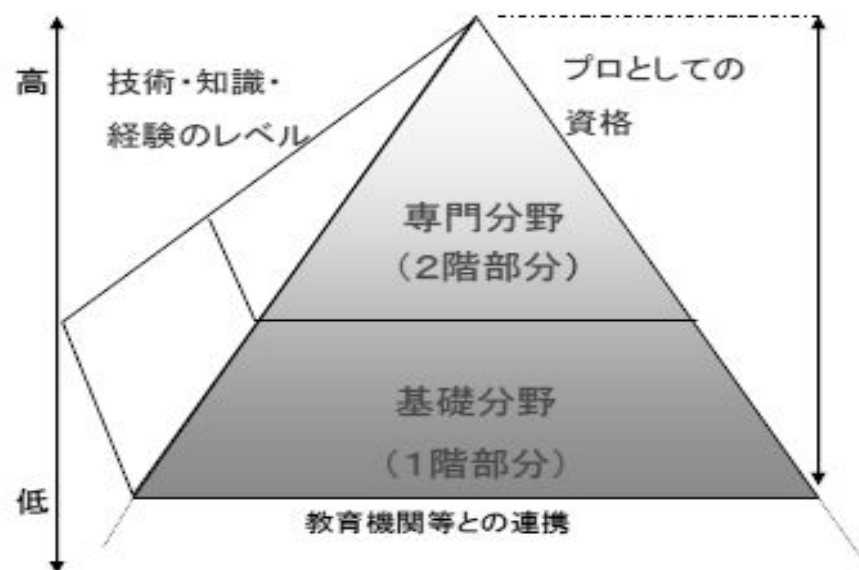
## 2 対象とするアウトドア活動分野

○ 山岳、○ 自然、○ カヌー、○ ラフティング、  
○ トレイルライディング（乗馬）

## 3 制度の仕組み

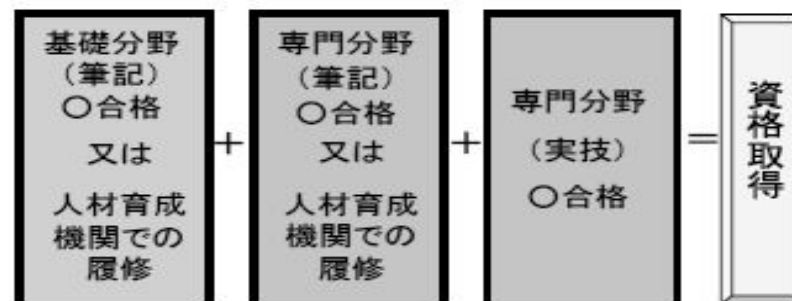
### (1) 個人資格制度

北海道のアウトドアが意図に求められる知識、技術を、アウトドア活動の各分野に共通する一般的知識である「基礎分野」と、分野ごとの専門的な知識、技術である「専門分野」の2層構造とし、双方が一定の水準に達している者をガイド資格取得者として認定。



■ 基礎分野（筆記）、専門分野（筆記・実技）の3部門すべて合格した時点で資格取得となり、「資格取得証書」が付与されます。また、資格の有効期限は、合格発表の日から2年を経過した年度の3月31日までとし、2年毎に更新することができます。

■ 基礎分野（筆記）、専門分野（筆記・実技）のいずれかの区分に合格した場合は、区分ごとに「合格証明書」を発行します。有効期限は、合格発表の日から2年を経過した年度の3月31日までです。



### (2) 事業者登録制度

ガイド資格取得者を一定数以上配置して、事業を実施するアウトドア事業者を優良事業者として登録。

# 北海道アウトドア資格制度の見直しに関する基本構想について

【平成21年度に設置した「北海道アウトドア資格制度の見直し等に関する検討会」提言】

(H22. 3/19 事務局 北海道経済部観光局)

## 1 現状と課題

- 平成14年度の制度創設後、受験者や更新者の減、新たな活動分野の出現、多様化、地域限定的に活動するガイドの増加等により、抜本的見直しの検討が必要。

## 2 求められる資格制度像

- 10年後を見据えた制度改革とする。
  - (1) 将来にわたって安定した持続可能な制度
  - (2) アウトドア活動を安全に安心して楽しめる制度
  - (3) 道民の知恵や経験が生かされ、広く道民に開かれた制度
  - (4) アウトドア関係事業者のビジネスチャンスの拡大に資する制度
  - (5) ガイドの技術向上が図られる制度

## 3 資格制度の基本的枠組み

- 北海道が取り組みを主導し、官民の役割分担に沿って制度を支えていく仕組みとする。
  - (1) 資格制度の運用主体・方法
    - ① 資格の認定は知事とする。
    - ② 持続可能な制度とするためのマネジメント機能を構築
    - ③ ガイドの質の向上のための具体的手立てを構築
    - ④ アウトドア活動の状況を把握する仕組みを組み込む。
  - (2) 利用者のニーズやガイドの活動領域を反映した資格制度の類型
    - ① 匠型：豊富なキャリアと高い識見
    - ② 体験型観光：ビジネスの中核、反復継続的にガイド
    - ③ 地域密着型：地域貢献、ボランティア活動、生涯学習的活動など

(3) 資格制度の仕組み

- ① 匠型 「北海道アウトドア匠方ガイド（仮称）」  
→ 後進ガイドの育成指導、資格制度全体の管理、監視等
- ② 体験型観光 「北海道アウトドア体験型観光ガイド資格（仮称）」  
→ 体験型観光ビジネス、プロとして利用者を安全、安心にガイド
- ③ 地域密着型 「北海道地域アウトドア活動実践者資格（仮称）」  
→ 誰もがアウトドア活動に参画可能な資格制度

(4) 実施方法・体制

- ① 現行5分野は当面現行どおり実施。
- ② その他分野は、当面、基礎資格取得のみとし、準備が整い次第、道独自のガイド資格として認定。  
→ マネジメント機能組織が活動分野の技術面から安全性を判断。

(5) 資格の魅力付け

資格の認定を知事が行い、資格のブランド化を進めるほか、次年度において、資格保有のメリットを享受できる方策を検討する。

(6) 今後の実施設計における検討事項

平成22年度は実施設計として次の事項を検討。

- ① 制度運用に関する道民と民間の具体的な役割分担について
- ② マネジメント機能の構成者及び運営方法等の組織設計について
- ③ ガイドや利用者の意見、意向を把握する仕組みについて
- ④ 現行5分野の道のガイド資格と全国組織による資格制度との連携のあり方
- ⑤ 5分野以外の個別分野のガイド認定の方法、判断基準等について
- ⑥ 匠型ガイドの活用の仕方、あり方、組織について
- ⑦ 地域密着型の試験のあり方、他の検定制度等との連携のあり方について
- ⑧ 他の制度との連動性の確保を含めた認定ガイドのメリット確保について
- ⑨ 新規及び既資格取得者の質の向上に向けた環境整備について
- ⑩ その他必要な事項

# フランス国立スキー登山学校(ENSA)について

東委員保有資料を基に作成

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 名称        | Ecole Nationale de Ski et d' Alpinisme の頭文字を取り、ENSAと呼称。<br>Ecole Nationale とあるように、スキーと登山に関する国立の学校である。   |
| 2 | 設立        | 1946年（設立当初から、青年スポーツ省の機関として発足）   |
| 3 | 目的        | ① 登山に関する職業人の教育と監督（検定）をすること。<br>② スキー、登山の指導法の確立。<br>③ スキー、登山用具の品質安全に関する研究。スポーツ経済に寄与すること。<br>④ スキー、登山の指導者の安全管理能力の向上。<br>⑤ フランス国内のスキー連盟、山岳連盟や新しく組み込まれたハングライダー等の山岳地帯をステージとするスポーツの協会指導。また、柔道・バスケットなど他の分野のスポーツにおけるフィットネスと高所トレーニング場所の提供。<br>⑥ 山岳地帯における様々な事象の研究（主にスポーツを中心とする）と、技術的な分析、医学の研究及び教授法を含む専門的技術の研究をするとともに、安全の普及に寄与すること。<br>⑦ フランスの教育に関する、国際的な交流発展に寄与するために、指導法と技術的蓄積を向上させること。<br>※④～⑦は最近組み込まれた目的。 |
| 4 | 利用状況      |   |
|   | (1) 研修生   | 4,028名（2003年1年間の数値）   |
|   | (2) 研修延日数 | 98日   |

## 5 研修内容

(1) 募集年齢 18歳以上55歳まで

コース	A	B	C	D	E	F (沢・滝をクライミング技術を使い下降する技能をみるコース)	G	H
日数	5日間		2週間	3週間	6週間 ※Dコース修了が受講資格	50時間以上 ※事前に10コース以上のリスト提出	【資格】 ① 2年以上の補助ガイドを経験した者 ② 50以上の登攀ルトリストを持っていること。(アイガー北壁クラスの難関ルート)	
研修内容	①書類審査：登山歴 ②クライミング技術：6a以上 ③氷雪技術：50°～60°以上の斜面 ④岩壁登攀：5級以上の岩壁を登山靴で登る。 ⑤スキー滑降：あらゆるコンディションで滑る能力	・フランスにおけるスポーツ指導者共通のコミュニケーション能力テストに合格すること。	・登山のあらゆる基本的な能力について、最低40時間以上の研修。	①氷河地形を含む氷雪斜面での基本スキー能力 ②スキーを使用した登山の能力と氷壁を登る基本能力 ③技術と知識のテスト	①スキーと登山における基本技術の確立 ②登山の知識と技術の研修 ③技術・教授法・知識のテスト	・沢を下降する技術や水泳能力など	①高峻山岳におけるスキーを使用した登山の完璧な能力の研修 ②技術と知識のテスト	①高峻山岳における登山の技術と知識の研修 ②技術、教授法、知識のテスト

E、Fを修了した者は補助ガイドとして働くことができる。

全てのコースを修了、合格した者が、高峻山岳における登山ガイドとなることができる。



## 諸外国登山研修機関一覧

東委員保有資料を基に作成

国名	フランス	オーストリア	イギリス		インド		
名称	ENSA	BAFL	MTT	MLTUK	HMI	NIM	Directorate of Mountaineering and Allied Sports
目的	登山に関する職業人の教育と監督(検定)	各種スポーツの指導者の養成	全ての野外活動の訓練	地域の登山指導者の養成	国防・観光	国防・観光	国防・観光
設置形態	青年スポーツ省の機関	文部科学省の機関	国から予算補助のある機関	国から予算補助のある機関	執行協議会による自治体として運営	国防省とウッタラカント州の共同企業体	
研修対象者	18歳以上55歳まで		全年齢		コースにより異なるが、青少年から成人を対象	コースにより異なるが、青少年から成人を対象	コースにより異なるが、10歳から50歳
参加要件	登山歴の書類審査及び各コース毎に要件有	入学にあたりレポートの提出と各技術の試験					
研修事業の概要	A～Hのコースがあり、G・Hはアイガー北壁クラスの難関を登る必要有	秋・春の入学試験と最低30本のレポート提出。研修期間2年間。1本のコースの平均日数は、約1週間～10日間	24コース(カヌー・スキーなどの野外活動のコースを含む)	9コース(ガイド資格取得含む)	3コース(外国人にも門戸を開放)	5コース(山岳捜索・救助コース有)	7コース(スキー・ウォータースポーツを含む)
利用状況	研修生4,028名。延日数98日				各コース10名		毎年2500人以上
取得資格	国際ガイド資格(全コース履修者)	国際ガイド資格(全コース履修者)					